

山口市国民健康保険運営協議会について

◇国民健康保険運営協議会の組織

○国民健康保険運営協議会の設置

- ・国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

【国民健康保険法第11条】

○委員の構成及び定数

① 被保険者を代表する委員 6人

山口地域 1人、小郡地域 1人、秋穂地域 1人、阿知須地域 1人、
徳地地域 1人、阿東地域 1人

② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人

山口市医師会 1人、吉南医師会 1人、山口市歯科医師会 1人、
吉南歯科医師会 1人、山口市薬剤師会 1人、吉南薬剤師会 1人

③ 公益を代表する委員 6人

山口商工会議所 1人、山口県農業協同組合山口統括本部 1人、
山口市老人クラブ連合会 1人、山口市議会 3人

④ 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

全国健康保険協会 1人、健康保険組合 1人、共済組合 1人

- ・協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

- ・協議会の委員の定数は、条例で定める。

【国民健康保険法施行令第3条・山口市国民健康保険条例第2条】

- ・協議会の委員は、市長が委嘱する。

【山口市国民健康保険条例施行規則第2条】

○委員の任期

- ・協議会の委員の任期は、3年とする。

(現委員の任期：令和7年12月21日～令和10年12月20日)

【国民健康保険法施行令第4条】

○会長の選挙

- ・協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- ・会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

【国民健康保険法施行令第5条】

- ・会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

【山口市国民健康保険条例施行規則第3条】